

B-1-2 申請（環境保全協定）

意見書 No	内 容
109-2	住民や外部機関による定期監査により、安全が保たれている事を客観的に判断できる仕組みや異常発生時の対応や情報の開示ルールも確認したい。 当社は ISO 14001 の認可を取得した企業となります。 ISO の認可取得にあたり、第三者外部認定機関による監査が行われることになります。 この監査では、施設における異常時の対応や点検項目および方法について細かく規定し、これが現実的に運用されているかを認定機関より厳しくチェックされます。 また、廃棄物処理法において「記録の閲覧」という制度が定められており、これに基づき記録を備え置くこととなっております。 住民の皆様に対しましても、当社内で閲覧いただくことができるようにします。 加えて、当社は開示情報として、以下の項目についてのウェブ上に情報開示を行っております。 ・ 廃棄物の種類および月ごとの直前 1 年分の受入量および運搬方法ごとの運搬量 ・ 廃棄物の種類、処分方法および月ごとの直前 1 年分の受入量、処分量 ・ 事業場の処理工程図 ・ 外部委託を含む産業廃棄物の種類ごとの最終処分が終了するまでの一連の処理の行程 ・ 直前 1 年分の施設維持管理の記録 その他、情報開示のルールについては、今後、環境保全協定締結にまつわる協議の中で決めさせていただきたいと考えております。